

# 木造住宅の 耐震改修計画書作成費補助金

## 作成費の1／2 最大5万円

耐震改修工事を実施するためには、耐震化の方法等を検討・設計する必要があります。耐震改修計画書の作成費用の一部について補助をしています。

### 対象住宅の 主な条件

- 昭和56年5月31日以前に建築工事に着手
  - 市内にある在来工法・2階建て以下の木造住宅
  - 耐震診断で「倒壊の可能性あり」と判定された住宅
- ※居住者のいない空き家も申請可能です！

補助制度等  
案内ページ



### 申請者の 主な条件

- 当該住宅を「所有している個人」又は「その親族」の方
  - 市税等を滞納していない方
- ※耐震計画書作成前に申請する必要があります。

### 木造住宅の耐震化に関する補助制度

いずれも事前の申請が必要

**耐震診断**（現地調査による耐震性の判定）  
⇒最大10万円を補助

耐震改修の補助を受けるには、  
耐震診断の結果「倒壊の可能性あり」と判定される必要があります。

ご覧のチラシは  
「耐震計画書作成」の案内です！

**耐震改修計画書作成**  
(改修箇所の検討・設計)  
⇒計画作成費の1／2  
**最大5万円**を補助

**耐震改修工事等**  
(工事・現場立会)  
⇒工事費等の1／2  
**最大93万円**を補助

### ブロック塀等 撤去

地震時のブロック塀等の倒壊被害を予防するため、撤去費を補助します。  
対象：道路に面する60cm以上の高さのブロック塀等  
補助金額：最大20万円（通学路等は最大30万円）



### 問い合わせ

海老名市 住宅まちづくり課 ☎046-235-9392  
〒243-0492 海老名市勝瀬175-1

R7.4作成

# 木造住宅耐震改修計画書作成費補助金 手続きの流れ

## 申請者

## 市

### ① 計画書を作成する建築士の選定

原則、耐震診断を行った建築士に計画書の作成を依頼してください

### ② 補助金の申請

耐震診断に関して市の補助を受けている場合、一部書類を省略することができます。

#### 〈提出書類〉

- 海老名市木造住宅耐震改修計画書作成費補助金交付申請書
- 建築確認通知書の写し 又は 固定資産(家屋)評価証明書
- 木造住宅耐震診断結果報告書の写し
- 市税等に未納がないことを証する書類(市外居住者のみ)
- 案内図(住宅の位置がわかるもの)
- 耐震計画書作成費の見積書の写し(※)
- 計画書作成者の建築士免許の写し(※)
- 計画書作成者の耐震診断資格者講習会等の修了証の写し(※)

所有者の親族が申請する場合  所有者同意書  
 親族関係を示す書類

### ④ 計画の作成

「交付決定通知書」を受け取り後、作成



建築士から受け取り  
申請の際に添付して  
ください

## 申請

### ③ 審査・交付決定

提出書類等をもとに審査  
(審査期間: 約3週間)



「交付決定通知書」発送

## 通知

## 報告

### ⑤ 実績報告

計画書作成代金支払い後、20日以内(3月中旬まで)

- #### 〈提出書類〉
- 海老名市木造住宅耐震改修計画書作成完了実績報告書
  - 耐震改修計画概要書
  - 耐震改修工事図面
  - 計画に基づく改修後を想定した耐震診断の結果報告書
  - 改修計画作成費の領収書の写し

代理受領制度を利用する場合  補助金代理受領委任状

### ⑦ 補助金の請求

「補助金確定通知書」を受け取り後、請求

〈提出書類〉  海老名市木造住宅耐震化促進関係補助金請求書



## 請求

提出書類等をもとに審査  
(審査期間: 約2週間)



「補助金確定通知書」発送

### ⑧ 補助金の支払い

指定口座に30日以内に振込

## 問い合わせ

海老名市 住宅まちづくり課 ☎046-235-9392

〒243-0492 海老名市勝瀬175-1

R7.4作成

## 関連補助制度の紹介

## ブロック塀等撤去

地震時のブロック塀等の倒壊被害を予防するため、撤去費を補助します。

対象: 道路に面する60cm以上の高さのブロック塀等

補助金額: 最大20万円(通学路等は最大30万円)

